

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数は年間10件前後で推移しており、1年生が半分以上を占め、上級生になるに従って減少している。
- ・人間関係のトラブルは、どの学年も日常生活の中で多く発生しており、これを見逃していくと重大ないじめに繋がる恐れがある。
- ・いじめは、GW明けや夏休み明けに多く発生し、SNS等への書き込み起因する生徒間トラブルが原因になっているものが増加している。これについては、スマホサミットへの参加を機会に、実態把握を行い、適切な利用について生徒主体の取組を行ってきている。
- ・生徒指導委員会や教育相談、生活アンケート等を活用し、いじめの早期発見に努め、認知されたときには早期対応を行っている。
- ・未然防止にむけ、自分や友達の大切さを認め合い、いじめは絶対に許さないという雰囲気を学校全体にさらに高めていく必要がある。また、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・互いに認め合い、支え合い、高め合う集団づくりを通して、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・学校あげた横断的取組を推進するため、いじめ対策委員会に、各学年や特別支援教育班など色々な立場の教職員が参画する。
- ・いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめを認知した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係諸機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、だれもが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめを絶対許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。

保護者・地域との連携

【連携内容】

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学年、学級懇談会を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・青少年健全育成ブロック会議など、地域の方々との懇談等を活用し、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。

学 校

いじめ対策委員会

- 【対策委員会の役割】
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正。
 - ・いじめの相談・通報の窓口、発生したいじめ事案への対応。
- 【対策委員会の開催時期】
- ・学期1回（1・3回目は外部委員も参加）
- 【対策委員会の内容の伝達】
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
- 【構成メンバー】
- （校内）校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
 - （校外）スクールカウンセラー

全教職員

関係機関等との連携

赤磐市教育委員会

【連携の内容】

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣。
- 【学校の窓口】
- ・教頭

赤磐警察署

【連携の内容】

- ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換、連絡会議の開催。
- 【学校の窓口】
- ・生徒指導主事

人権擁護委員

【連携の内容】

- ・定期的な情報交換、SOSミニレター。
- 【学校の窓口】
- ・教頭

学校が実施する取組

いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・自分を大切に友達を大切にを合言葉に、生徒・教職員全員が、まずは気持ちのよいあいさつ、そして温かい言動を意識した生活を心がける。 ・岡山県総合教育センターの校内研修パッケージを活用し、教職員の指導力向上を図る。 ・いじめについて考える週間や人権週間において、いじめ防止の意識を高める生徒主体の取り組みを実施する。 ・OKAYAKAスマホサミットへ継続して参加する。 ・授業や行事等の活動の中で、誰もが活躍できる場を設定し、小さな感動体験や成功体験を積み重ねることで、自己有用感と自信を持たせる。 ・道徳教育を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を各学年1時間行う。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない。 ・学期ごとの生活アンケート、年2回の教育相談、日々の生活記録などから、生徒の実態を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・毎週行う生徒指導委員会や不登校支援システムを活用し、気になる生徒の情報を共有し、より多くの目で当該生徒を見守る。 ・相談担当の教職員を生徒に周知する。また、きめ細かく声かけを行うことや良いところは褒め、いけないところは叱るメリハリをつけた指導を行うことで、生徒との信頼関係を育み、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような雰囲気校内に醸成する。
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、今後の対応について検討する。 ・いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行い、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。 ・謝罪≠解消ではない。いじめの解消は、被害生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認し、心身の苦痛を感じていないと認められる状態が少なくとも3ヶ月続いていることを目安とする。